

全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、全国へそのまち協議会規約に基づき、当協議会加盟市町村（以下「加盟市町村」という。）のいずれかの市町村域内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）で十分な応急措置が実施できない場合、加盟市町村が相互に応援し、応急対策及び復旧活動に万全を期することを目的として締結する。

(連絡体制)

第2条 加盟市町村の相互応援に関する連絡担当課は、協議会の事務を担当する課とする。なお、災害の状況等により連絡担当課を変更する場合は、速やかに他の加盟市町村に連絡を行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及びその他生活必需品の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策、復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする被災市町村は、災害の概要を明らかにして、第2条に定める連絡担当課を通じて口頭、文書等で応援を要請するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟市町村は、要請の内容に基づき、可能な範囲で応援に努めるものとする。

- 2 加盟市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として応援を要請する被災市町村が負担するものとする。ただし、加盟市町村が自主的に応援をした場合は、原則として加盟市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規程によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した加盟市町村の間で協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第7条 加盟市町村は、この覚書に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な情報、資料等を相互に交換するものとする、

(協 議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟市町村が協議し

て定めるものとする。

平成 24 年 1 月 17 日

北海道富良野市長

福島県本宮市長

栃木県佐野市長

群馬県渋川市長

兵庫県西脇市長

岡山県吉備中央町長

熊本県山都町長

沖縄県宜野座村長

奈良県吉野町長

山梨県中央市長